

## 令和元年7月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫                      職務代理者(5番) 永田 熊信  
~~(1番) 宮原 清大~~                      (2番) 岩坂 博行                      (3番) 西田 義和  
~~(4番) 山田 成代~~                      (6番) 白石 悌二                      ~~(7番) 平川 真由美~~  
(8番) 内元 幸一郎                      ~~(9番) 信國 敏彦~~  
地区推進委員  
~~高岡 重盛~~ 木崎 俊充      岩崎 盛光      伊東 明継      中竹 宏一  
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(4人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見  
について

日程第3 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
の承認について

日程第4 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による  
農地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第5 議案第27号 非農地交付申請の承認について

そ の 他

- 6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 富永 得治
  - 農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;"><b>1 開会・議長挨拶</b></p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、1番・4番・7番・9番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和元年7月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>2 議事録署名委員の指名について</b></p> <p>議事録署名委員は、3番委員、5番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が 5議案で、案件が20案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>3 議 事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>議案第23号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>農地法第3条の規定による許可申請について</b></p>
事務局	<p>はじめに、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
議長	<p>おはようございます。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字下原及び別府原、田2筆、畑2筆の27,014㎡です。3条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>7月4日に10番委員とうかがいまして、親子間の所有権移転で</p>

議長	<p>すので、議案どおり、何ら問題ないと思われま</p> <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定</p> <p>議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について</p>
議長	<p>議案第 2 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 1 番、2 番については関連につき一括して事務局の説明をお願いします</p>
事務局	<p>番号 1、番号 2 は、太陽光発電施設による転用ですが、県の許可も必要となるため、事前に県に見てもらったら書類に不備があったので、取り下げてもらいました。以上です。</p>
議長	<p>議案第 2 4 号については、書類が不備でしたので取り下げと</p> <p>6 番委員から何かありますか</p>
6 番委員	<p>現地でお会いしまして、太陽光発電ですので隣接地の同意はきち</p> <p>金額的には間違いありませんでした。</p>

事務局	<p>申請されている会社は、県外ですが会社の定款にエネルギーとか太陽光とか記載がないと事業ができないと県から指摘を受けましたので登記をやりなおしてから再度提出してもらうことにいたしましたので取り下げますとのことでした。</p>
議長	<p>議案第24号はそれでよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>議案第24号につきましては、取り下げにいたします。</p> <p>議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>
議長	<p>議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。1番について、事務教より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字堂座、田1筆835㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米60kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>記載されているとおり間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、2番、3番、4番、5番は利用権の設定を受ける者が同一につき一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字城ヶ峯及び猪ノ有路及び小原ノ上及び小原及び井沢原の田14筆、畑5筆の計19筆の29,681㎡です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。続きまして番号3、大字柳瀬字城ヶ峯及び小原ノ上、畑2筆1,419㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権に設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号4、大字柳瀬字城ヶ峯、小原ノ上、畑2筆の1,331㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号5、大字柳瀬字小原ノ上及び村ノ上、田2筆の1,846㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米120kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日伺いまして、番号2の案件は親子間の使用貸借で、番号3、番号4、番号5はこの後に出てきます番号6との交換となり別に問題ないと思われまます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字村ノ上、畑1筆の2,025㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>これも、先日伺いまして内容等に間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字出口及び村ノ上及び入口、田6筆、畑4筆の計33,268㎡です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。農業者年金によるものです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>親子間による使用貸借ですので何ら問題ないと思われま。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に8番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号8、大字川辺字堀内、畑1筆の633㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号9、大字川辺字上高原及び中高原、畑2筆の11,606㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	先日、10番委員と一緒に伺いまして、議案に記載されていることに間違いありません。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字川辺字上高原及び中高原、畑2筆の11,606㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>番号9の関連で1年の更新というのは、貸付本人の希望により期間設定になっております。内容等に間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>



事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺実、畑2筆の4,886㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は2筆で244,300円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>7月初めに10番委員と現地を確認いたしました。内容に間違いありませんが今朝、所有者がこられまして10aが50,000円では安くはないかとのことでした。最初に自分から50,000円と買主に言ったがやはり安すぎると思い相談にきましたとのことでした。</p>
5番委員	<p>そんなに安いなら荒地になっているのかな。</p>
事務局	<p>茶畑で現在買主が管理しております。</p>
10番委員	<p>私のほうからいいですか。単価がでてきたもので、10aか1筆あたりかわからなかったの両方呼び出して確認しました。売主には子供もおらず、あとあとは売買して処分する考えをもっていたが、今まで一度もしたことがないので単価、相場が判らなかったので50,000円と提示したが、安いと思ったので相談にきたとのこと。農業委員会がどこまで介入できるか難しいところではあります。</p>
事務局	<p>農業委員会事務局にも何回か来られ、最初は50,000円でも売れたら良いと思っていられたみたいだったが、後悔じゃないですけど高く売れたら高く売りたいと来られました。</p>
10番委員	<p>相場を知らずに交渉されたみたいですね。川辺地区推進委員にも会うことが出来ずに売買の話をされたみたいですね。再度お会いしたときに相場として10aあたり畑は200,000円から300,000円が相場ですよと聞かれたので話はしました。</p>
事務局	<p>今朝売り主さんが、川辺地区推進委員に相談に来られたということは今回は保留にしてくれとのことですかね。</p>
川辺地区推進委員	<p>そうだろうと思います。</p>

議長	<p>この件に関しましては、本人が納得していないので保留にしたい と思います。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、保留ということによろしい ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は保留することに決定いたしま す。次に、2番・3番は関連につき一括して事務局の説明をお願い します。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字下鶴、田2筆の1,198㎡です。所有権を移転 する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおり です。売買価格は450,000円です。続きまして番号3、大字深水字 堀内、畑1筆の868㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転 を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は300,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員と川辺地区推進委員に報告を お願いします。</p>
10番委員	<p>一応現場を確認いたしまして、双方とお会いしまして買ってもら いましたとのことでした。一応問題ないと思われます。</p>
深水地区推進委員	<p>番号2については、現在貸付されており水稻の収穫後の秋以降に 実質的な移転がなされると思います。</p>
事務局	<p>合意解約の書類がついていました。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10からの報告がありましたが、 本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p>

議長	<p>しいでしょうか。</p> <p>(異議なしの場合)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字浜ノ上及び新並木、畑及び田の2,713㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は全部で914,940円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字中高原、畑1筆の5,421㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買金額は1,658,826円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号農用地利用配分計画案に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字堀内、畑1筆の633㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第27号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に議案第27号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号非農地証明交付申請についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字三石、畑1筆の214㎡です。先月25日夕方に6</p>

議長	<p>番委員と現地確認をしております。以上です。</p> <p>引き続き、6番白石委員に報告をお願いします。</p> <p>畑の原形はまったくなく、隣接地も山林となっており現在、竹が生い茂っております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 8月13日(火)曜日、午前9時から</p> <p>(2) 農地パトロールについて 8月には毎年、農地パトロールを行っておりますので今年も行いたいのですが、それを総会終了後に実施します。</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時10分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年7月10日

相良村農業委員会

署名委員 3番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 5番 \_\_\_\_\_ (印)